

大阪大学博士課程教育リーディングプログラム
「ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム」規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第5条の6第2項及び第6条第5項の規定に基づき、大阪大学博士課程教育リーディングプログラム「ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム」(以下「本プログラム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本プログラムは、ヒューマンウェアの発展を主導し、情報科学、生命科学、認知・脳科学の諸分野を融合することによって将来の融合領域の開拓を牽引するとともに、ヒューマンウェアという視点をもってイノベーションの方向性を転換し、絶えず変化する社会環境を支え、柔軟性、頑強性、持続発展性を有するシステムを構築するための高い専門力と汎用力を兼ね備えた優秀な若手研究者リーダーを育成することを目的とする。

(出願資格等)

第3条 本プログラムの履修を志願することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 大阪大学(以下「本学」という。)大学院の基礎工学研究科機能創成専攻若しくはシステム創成専攻又は情報科学研究科情報数理学専攻、コンピュータサイエンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻若しくはバイオ情報工学専攻の博士課程の前期課程に入学する者
- (2) 本学大学院の生命機能研究科の博士課程(以下「生命機能研究科博士課程」という。)に入学する者

2 次の各号のいずれかに該当する者で、本プログラムの履修を志願するものについては、別に定めるところにより、出願を認めることがある。

- (1) 前項第1号に規定する専攻の博士課程の後期課程に入学する者
- (2) 生命機能研究科博士課程の3年次に進級する者(修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められた者に限る。)又は編入学する者
- (3) 前項第1号に規定する専攻の博士課程の前期課程に在籍する者
- (4) 生命機能研究科博士課程に在籍する者(修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められた者を除く。)

3 前2項に定めるもののほか、本プログラムの履修を志願することができる者に関し必要な事項は、別に定める。

(出願)

第4条 本プログラムの履修を志願する者(以下「履修志願者」という。)は、所定の期日までに履修願書に別に定める書類を添えて、国際共創大学院学位プログラム推進機構長(以下「機構長」という。)に提出しなければならない。

(選抜)

第5条 機構長は、履修志願者に対し、選抜のための試験を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して履修を許可すべき者を決定する。

(標準履修年限)

第6条 本プログラムの標準履修年限は、5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第1号又は第2号の規定により出願を認められた者で、前条の規定により本プログラムの履修を許可された学生(以下「編入学生」という。)は、本プログラムの3年次に編入するものとし、当該学生の標準履修年限は、3年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項第3号又は第4号の規定により出願を認められた者で、前条の規定により本プログラムの履修を許可された学生(以下「特別選抜学生」という。)の標準履修年限については、別に定める。

(教育方法)

第7条 本プログラムの教育は、リーディングプログラム科目として本プログラムが開設する授業科目及び関連する研究科等において開設する授業科目の授業等によって行う。

(授業科目の区分、科目名及び単位数)

第8条 授業科目の区分、科目名及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習は、45時間をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修手続)

第10条 第5条の規定により本プログラムの履修を許可された学生(以下「履修学生」という。)は、所定の期日までに履修しようとする授業科目を機構長に届け出て、受講登録をし、許可を得なければならない。

(履修方法)

第11条 履修学生(編入学生を除く。)は、別表に定める履修方法により、40単位以上を修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第12条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験又は口頭試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

3 前2項の規定により合格した者については、所定の単位を与える。

(進級)

第13条 本プログラムの1年次におけるPreliminary Qualifying Examinationの審査に合格した者は、2年次に進級することができる。

2 本プログラムの3年次終了時におけるResearch Qualifying Examinationの審査に合格した者は、4年次に進級することができる。

3 前2項の進級に係る審査の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

4 前3項の規定にかかわらず、特別選抜学生の進級については、別に定める。

(修了)

第14条 履修学生が第6条で定める標準履修年限在籍し、次の各号の要件をすべて満たした場合は、機構長は、国際共創大学院学位プログラム推進機構会議の議を経て、本プログラムの修了を認定する。

(1) 在籍する研究科(以下「在籍研究科」という。)の所定の課程を修了すること。

(2) 第11条の規定に従い所定の単位を修得すること。

(3) 本プログラムの最終試験に合格すること。

2 在籍期間については、前項の規定にかかわらず、履修学生が在籍研究科において大学院学則第15条第4項ただし書、第5項、第7項ただし書又は第15条の2の規定(以下この項において「対象規定」という。)を適用される場合にあつては、本プログラムに当該期間在籍すれば足りるものとする。ただし、編入学生が在籍研究科において対象規定を適用される場合にあつては、本プログラムに別に定める期間在籍すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別選抜学生の修了要件については、別に定める。

(学位)

第15条 本プログラムを修了した者には、大阪大学学位規程の定めるところにより、在籍研究科において博士の学位を授与する。

(履修資格の失効)

第16条 履修学生が、転学、退学、除籍等により本学大学院の学生でなくなった場合又は第13条に定める審査及び第14条に定める最終試験において不合格となった場合は、本プログラムの履修資格を失うものとする。

(履修の辞退)

第17条 履修学生が本プログラムの履修の辞退を特に希望する場合は、機構長に願い出て、許可を得なければならない。

(履修の停止)

第18条 履修学生が休学した場合は、その期間は本プログラムを履修することができない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正前の規定に基づき、平成30年度までに履修を開始した履修学生及び平成31年度に特別選抜学生として履修を開始する履修学生にあっては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表

ヒューマンウェア領域コア科目

授業科目	単位数			備考
	必修	選択必修	選択	
ヒューマンウェアイノベーション創出論	2			A又はBの授業科目のいずれかをそれぞれ履修し、18単位を修得すること。
ヒューマンウェアセミナーA		4		
ヒューマンウェアセミナーB		4		
ヒューマンウェア領域基礎研究A		6		
ヒューマンウェア領域基礎研究B		6		
ヒューマンウェア融合領域研究A		4		
ヒューマンウェア融合領域研究B		4		

ヒューマンウェア融合領域プロジェクト研究A		4	
ヒューマンウェア融合領域プロジェクト研究B		4	
ヒューマンウェアPI融合領域プロジェクト研究A		4	A又はBの授業科目のいずれかを履修することができる。
ヒューマンウェアPI融合領域プロジェクト研究B		4	
イノベーション実践演習A		4	
イノベーション実践演習B		4	
ヒューマンウェアイノベーション実践特論		2	

ヒューマンウェアインターンシップ

授業科目	単位数			備考
	必修	選択必修	選択	
インターンシップ（長期）A		4		A若しくはBの授業科目のいずれか又はヒューマンウェア価値創造実践を履修し、2単位以上修得すること。
インターンシップ（長期）B		4		
インターンシップ（短期）A		2		
インターンシップ（短期）B		2		
海外インターンシップ（長期）A		4		
海外インターンシップ（長期）B		4		
海外インターンシップ（短期）A		2		
海外インターンシップ（短期）B		2		
ヒューマンウェア価値創造実践		2		

ヒューマンウェア領域基礎科目

授業科目	備考
ヒューマンウェア基礎論Ⅰ	1 2単位以上修得すること。
ヒューマンウェア基礎論Ⅱ	
Practical Machine Learning	
基礎工学研究科提供科目	
情報科学研究科提供科目	
生命機能研究科提供科目	

（注）ヒューマンウェア領域基礎科目は、本プログラムが開設する授業科目及び各研究科から提供された授業科目により構成され、各研究科から提供された各授業科目については別に定める。

（履修方法）

- 1 ヒューマンウェア領域コア科目及びヒューマンウェアインターンシップから必修科目2単位及び選択必修科目20単位以上、ヒューマンウェア領域基礎科目から12単位以上を含む計40単位以上修得すること。
- 2 履修学生のうち情報科学研究科の博士課程に在籍する者は、当該研究科において開講される授業科目の単位を修得することにより、本プログラム開講の対応する授業科目の単位を修得したものとみなす。なお、対応する授業科目については別に定める。